



Title	裁判官および裁判員による, 収集の違法性が疑われる証拠の採用・不採用が法的判断に与える影響
Author(s)	山崎, 優子; 伊東, 裕司; 仲, 真紀子
Citation	龍谷大学矯正・保護研究センター研究年報, 2, 120-139
Issue Date	2005
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/44699">http://hdl.handle.net/2115/44699</a>
Type	article
File Information	RKHN2_120-139.pdf



[Instructions for use](#)

個別研究

# 裁判官および裁判員による、収集の違法性が疑われる証拠の採用・不採用が法的判断に与える影響

キーワード：不採用証拠，有罪判断率，裁判員裁判，証拠の採用・不採用に関する準備手続

山崎優子 北海道大学大学院文学研究科博士課程

伊東裕司 慶応義塾大学文学部教授

仲真紀子 北海道大学大学院文学研究科教授

## はじめに

「刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」が2004年に公布された。これにより、公判前準備手続で「違法収集証拠の証拠能力の有無に関する事実調べ」を行うことが可能になった。しかし裁判員制度の実施を念頭に置いた場合、違法収集証拠の証拠能力の有無を公判前に行うべきか、公判期日に行うべきかの問題は、重要な問題である。

予断が生じる可能性があるという理由から、裁判員には違法収集証拠の存在を知らせない方がよいのか(公判前手続で実施するか)、それとも裁判員の透明性を保つためには、裁判員に違法収集証拠の存在を知らせる方がよいのか(公判期日に実施するか)。

本研究では模擬裁判員実験を実施し、①裁判員が収集方法の違法性が疑われる証拠の存在を知ること、②証拠の採用・不採用を裁判員自身が判断すること、③審議によって採用・不採用が決定されることが、裁判員の有罪判断にどのような影響を及ぼすかを検討した。

その結果、収集方法の違法性が疑われる証拠の存在を知るとは、必ずしも裁判員の有罪判断率を高くすることはなかった。また審議により不採用となった場合、裁判員の判断にかかわらず、裁判員はこの証拠を無視して判断することができ

た。結果に基づき望ましい証拠整理について議論する。

## 1 問題

2004年5月21日、「刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」が成立し、同28日に公布された。この法案の第316条の2には「充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うため必要があると認めるときは、……事件の争点及び証拠を整理するための公判準備として、事件を公判前整理手続に付することができる」とある。しかし、公判前に証拠を整理することについては、予断排除原則に抵触すると危惧する声もある。例えば竹之内(2005)は、「自白の任意性や違法収集証拠など証拠能力の有無に関する事実調べを公判前手続で行うとすれば、証拠そのものに触れることにもなり、予断排除原則との関係で大いに問題がある。……(証拠能力に関する事実調べは)公判期日において行われるべきである」としている(刑事訴訟法の改正——公判前整理手続と証拠開示——online)。

しかし一方で、2009年までに導入される裁判員制度のことを考えれば、公判期日において証拠能力の有無を問題にすることにも懸念がある。裁判員は、公判前整理手続には参与しない。従って、公判前に整理手続が行われれば、裁判員は

不採用証拠に接触することはないだろう。だが、公判期日に証拠整理を行えば、裁判員はこれらの証拠に触れることになる。こういった証拠に触れることは、裁判員に予断偏見を与えることにならないだろうか。

少なくとも米国の研究においては、不採用証拠に接することが、陪審員の有罪・無罪判断に影響を及ぼすことが知られている。例えばKassin and Sukel (1997)は、合衆国フルミネイト事件での最高裁判決 (Arizona v. Fulminante, 1991) を題材に次のような実験を行った。この判決では、誤って採用された証拠が「無害の手続的瑕疵(訴訟手続上の瑕疵ないし違反ではあるが、当事者の実質的な権利を害しないもの)」だとされた。このような判断が妥当であるかどうかを調べるために、Kassinらは、模擬陪審員に以下のような条件で自白供述の存在を提示した。すなわち、強い圧力のもとで得られた自白か(拳銃で脅される等: 高圧力)、低い圧力のもとで得られた自白か(精神的に追いつめられた: 低圧力)、裁判官により採用されたか(採用)、不採用であったか(不採用)という、(高圧力・低圧力)×(採用・不採用)の4条件である。また、自白供述のない統制条件も設けられた。

陪審員の課題は与えられた条件の文章を読み、評決を行うとともに、自白に証拠能力があると思うか、裁判官の判断(採用か不採用か)を記憶しているか、自白供述の存在は自分の評決に影響を及ぼしたと思うか等の質問に回答することであった。その結果、自白供述が高圧力のもとで得られ、不採用とされた条件(高圧力・不採用条件)の陪審員であっても、統制条件に比べ有罪判断率が高いことが見出された。興味深いことに、陪審員自身は自白供述の証拠能力は低いと判断し、裁判官が自白供述を不採用としたことも記憶しており、不採用証拠は自分の評決に影響を及ぼしていないと評定している。この実験は、違法証拠に接触した

場合、本人も気がつかないうちに有罪方向へのバイアスがかってしまうことを示唆している。

公判期日において証拠の採用・不採用が議論される場合、裁判員も違法収集証拠に接する機会を与えられることになる。たとえ最終的には不採用とされたとしても、違法収集証拠に接することは裁判員の判断に同様のバイアスをかけるのではないか。

山崎・伊東(2005)はKassin and Sukel (1997)に倣い、証拠収集の問題や裁判官による証拠の採用・不採用判断が裁判員の有罪・無罪判断に及ぼす影響を調べた。ただし、証拠収集の問題についてはKassinらのように高圧力か低圧力かを操作するのではなく、単一の条件のみを設け、裁判員自身に証拠採用の是非(証拠収集の合法性)を判断させた。明らかに違法と分かる状況を設定せずに、裁判員自身がその証拠を適切と見るか否かの影響について検討することを意図したためである。また、裁判官による最終的な証拠の採用・不採用については、Kassinらの条件を修正し、審議による(つまり裁判官と裁判員によって決定された)採用・不採用とした(ただし、実際に審議をさせたわけではなく、審議により採用/不採用となった旨、文章で提示した)。裁判官のみが判断したとするよりも、裁判員自身も含む審議体で決定したとする方が、影響力が大きいのではないかと考えたためである。この他自白供述のない統制条件を設けた。さらにKassinらの実験では、主たる証拠が自白のみであったが、山崎・伊東(2005)では複数の証拠を設けた。これは裁判員が単一の証拠だけでなく、複数の証拠を関連づけて、有罪または無罪の「ストーリー」をつくるのかどうかを検討するためであった。

その結果、証拠の評価に関しては「ストーリー」の考え方と矛盾しない結果が得られたが、有罪判断率に関しては、予想に反し、審議による自白供

述の採用・不採用による明確な影響は見られなかった。社会人が実験に参加した実験1では、証拠が審議によって採用され、しかも裁判員自身も採用とした場合にのみ、有罪判断率が統制条件よりも高かった。また大学生が参加者であった実験2では、審議による採用・不採用の判断も裁判員自身による採用・不採用の判断も、有罪判断率には影響を及ぼさなかった。この結果をそのまま受け入れるならば、不採用となる可能性のある証拠を示されても、裁判員の判断は歪むことはないといえる。もしもそうであれば、証拠整理は公判前手続きに行うのではなく、むしろ公判期日に裁判員とともに行う方がよいかもしれない。

しかし上記の実験には問題もある。例えば自白供述の収集の違法性が明確でなく、複数の証拠が存在したため、自白供述の違法性の問題が相対的に小さく評価された可能性がある。裁判員を証拠整理に立ち会わせた方がよいか、よくないのかについては、より慎重な吟味が必要であろう。

そこで本研究では、採用されればより明確に有罪を証明すると考えられる証拠を材料として用い、再度、裁判員自身による採用・不採用の判断と審議による最終的な採用・不採用判断の影響を検討する。

具体的には、合成麻薬を不法に所持していたとして起訴された被告人の裁判を想定する。問題の証拠は、被告人の薬物反応が検出された尿の鑑定書である。採尿手続きに問題がある尿の鑑定書の証拠能力については、最高裁でも異なる判断が示されている。ある覚せい剤取締法違反事件では、「採尿手続の違法はいまだ重大とはいえない」とされ、鑑定書の証拠能力が肯定された（最決平成7年5月30日刑集49巻5号703頁）。しかし、別の覚せい剤取締法違反・窃盗被告事件では証拠能力を否定している（最決平成15年2月14日刑集57巻2号121頁）。このように、どちらとも判断さ

れうる証拠を用いることにより、一方の判断に偏らない多様な反応を得ることができると考える。

ところで有罪・無罪判断には様々な要因やプロセスが関わっていると考えられるが（Charman, Honess & Levi, 2001）、その一つのモデルは、裁判員が各証拠から、被告人の罪の「蓋然性」を推定し、それを自分自身の、あるいは一般的（と判断者自身が考える）有罪基準と比較する、というものである（ここでは蓋然性判断モデルと呼ぶ）。蓋然性が自己の、あるいは一般的な有罪基準を越えていれば有罪判断を下し、蓋然性が基準に満たなければ無罪と判断するとされる（Kassin & Sukel, 1997）。

また、「ストーリー」を想定するという説もある（Pennington & Hastie, 1988）（ストーリーモデルと呼ぶ）。この説によれば、裁判員は複数の証拠から被告人の有罪、あるいは無罪を支持するストーリーを作り上げ、最終的には個別の証拠からというよりも、ストーリーにもとづいて有罪・無罪判断を行うとされる。Pennington & Hastie（1988）は有罪判断を下した模擬陪審員が、実際には提示されなかった検察側主張をも「提示された」と誤再認しやすいことを示した。このような誤再認は、有罪判断を行った陪審員が個別の証拠の記憶よりも、全体的な有罪ストーリーにもとづいて情報処理を行なっていることの証左だと考えられる。

このような考察にもとづき、本研究では、有罪・無罪判断のプロセスを検討するために、有罪・無罪判断のみならず、蓋然性判断、有罪基準（裁判員自身および裁判員が考える一般的基準）、および証拠の強さ（有罪性を示す度合い）に対する判断や各証拠の記憶（実際に提示されたもの、されなかったものについての記憶確信度）についての質問も行うこととする。

本研究での検討課題をまとめると以下の3点に

なる。

①違法性が疑われる証拠（最終的には審議により不採用になるものと、採用になるもの）への接触は、裁判員の有罪・無罪判断に影響を及ぼすか。これは、審議による採用条件(Admissible条件、以下A条件)、審議による不採用条件(Inadmissible条件、以下I条件)、統制条件(Control条件、以下C条件)を比較することにより検討する。ただし、審議は実際に行わせるわけではなく、「審議により採用／不採用となった」旨、文章で提示する。

②審議による最終的な採用・不採用判断(上記のA、I)、および審議前に行われる裁判員自身の採用・不採用判断(以下に示すa、i)は、裁判員の有罪・無罪判断に影響を及ぼすか。これは、A、I条件の裁判員に、「裁判員自身の考えとしては採用か不採用か」を判断させ、「裁判員自身としては採用」とした者の群をa条件、「裁判員自身としては不採用」とした者の群をi条件とし、Aa、Ai、Ia、Iiを比較することにより検討する。大文字のA、Iは実験者により設定された審議による判断を、小文字のa、iは裁判員個人による判断を表す。

③各条件の裁判員、および有罪判断・無罪判断を行った裁判員では蓋然性判断、有罪基準、証拠の強さ(有罪性を示す度合い)、証拠の記憶にどのような違いが見られるか。これらは各質問項目により検討する。

## 2 方法

### (1) 参加者

173人の学生、社会人(19～77歳、平均年齢29.6歳)が実験に参加した。これらの参加者を、審議により証拠が採用されたとするA条件(70人)、不採用とされたとするI条件(69人)、違法性が疑われる証拠が呈示されないC条件(34人)

に振り分けた。A条件とI条件の人数が多いのは、裁判員自身の採用・不採用判断により、参加者をさらにa群とi群に分割するためである。最終的には、Aa、Ai、Ia、Ii条件の各人数は40、30、40、29人であった。なお、参加者は都内私立大学の通学課程、通信教育課程在籍の学生および関係者であり、法学部法律学科の学生や、現在あるいは過去に法律関係の職に就いたことのある者は除外した。参加者には1,000円を謝礼とし、必要な場合には交通費を別途支給した。参加者の募集にあたっては、模擬裁判に裁判員として参加する実験である旨、事前に告知した。

### (2) 材料

裁判官が証拠を採用するA条件、不採用とするI条件、C条件のために、以下のような公判記録冊子および質問を作成した。

#### (a) 公判記録冊子

雑貨店主(被告人)が麻薬密売人Xから麻薬を買い、不法に所持していたとする架空の裁判の公判記録を作成した。公判記録は1、2、3からなり、1と3はA、I、Cすべての条件に提示され、2はA、I条件のみに提示される。なお冊子の冒頭には、実験の概要、採用・不採用判断を行う際の注意事項(手続の適法性、排除判断を考慮すること)、判断を行う際の注意事項(判断は証拠にもとづいて行なうこと)、合理的疑い、事件概要、公判の流れについての説明を記した。

①公判記録1：起訴状朗読、罪状認否、検察の冒頭陳述、検察側立証からなる。

②公判記録2：被告人の薬物反応が検出された尿の鑑定書と、それに関わる検察側の主張と弁護側の反論からなる。それぞれの主張は以下のようなものであり、①～④の各点が対応している。

〔検察側の主張〕

警察は麻薬密売容疑で行方を追っていたXに逃亡されたが、Xから麻薬を買っていたという人物（被告人）についての匿名情報を得て、翌日の早朝7時に捜査員5人が被告人宅へ向かった。被告人にXのことで聞きたいことがあるので任意で署に来て協力してほしい旨伝えたとこ、被告人は了承した④。Xが逃亡した20日午後、Xと被告人が会っていたとの目撃情報があることから、署では20日の被告人の行動について説明を求めた。被告人は中埠頭で5時から8時まで釣りをしていたと言ったが、それを証明することは難しかった。被告人は一緒に釣りをしていた人がいると言ったが、相手の名前も聞いておらずその人物を特定することは難しかった⑤。警察が、事件とは無関係だと証明するためにも、任意で尿検査を受けて欲しいと依頼したところ、被告人は「自分の身の潔白を晴らせるなら」と承諾した⑥。しかし被告人は5分経ってもトイレから出てこず、心配になった。トイレの中から鍵をかけ、トイレから出てきたのは1時間も経過してからだった⑦。

〔弁護側の主張〕

警察官が被告人宅に来た早朝7時は、就寝中で、警察官の怒鳴り声があまにも大きかったので、恐怖を感じた。Xの写真を示されて、Xのことを聞かれたが、被告人はXと会った覚えがなく、「Xのことは知りません」と言った。しかし警察官は被告人を取り囲み、次第に声を荒げて「とにかく来い。話を聞くだけで返してやる」と繰り返し怒鳴ったので、近所の手前もあって不安になった被告人は署に向かった⑧。署で、被告人は、20日の午後5時から8時まで中埠頭で釣りをしていたことを話し、一緒に釣りをしていた人がいるのでその人を探して欲しいこ

とをお願いした。しかし「名前も知らない人を調べようがない。それは無実の証明にならない」と一蹴された⑨。「尿検査をするから」とコップを手渡されたが、被告人は「釣りをしていた人を探して欲しい」と拒否した⑩。しかし「尿検査をして身の潔白を示すしかないだろう」と大声で怒鳴られ、拳銃の果てに警察官5人にトイレに1時間も監禁された⑪。被告人はひどい混乱状態にあり、恐怖心から仕方なく尿検査に応じたが、任意で検査に応じたわけではない。

③公判記録3：公判記録3は、検察側による3つの証拠とこれらの証拠に対する弁護側の反論、および弁護側による3つの証拠とこれらの証拠に対する検察側の反論からなる。これらの証拠にもとづき、検察側立証からは有罪ストーリー、弁護側立証からは無罪ストーリーを作ることが可能である。各証拠については次頁の図1を参照されたい。

(b) 判断および質問

有罪無罪の判断、蓋然性、有罪基準(参加者自身、および参加者が考える一般的基準)、証拠の強さについての判断に関する質問、証拠の記憶を尋ねる質問(検察側の証拠と弁護側の反論、および弁護側の証拠と検察側の反論。実際に呈示されたものと、実際には呈示されなかったものがある)を作成し、冊子とした。なお、A、I条件についてのみ、鑑定書の記憶(審議の結果、鑑定書は採用されたか採用されなかったか)と鑑定書の影響(鑑定書が審議の結果、採用/不採用になったことは、本人の有罪・無罪判断に影響を及ぼしたか)についても質問を行った。各質問については、表1を参照されたい。

図1：実験の流れ

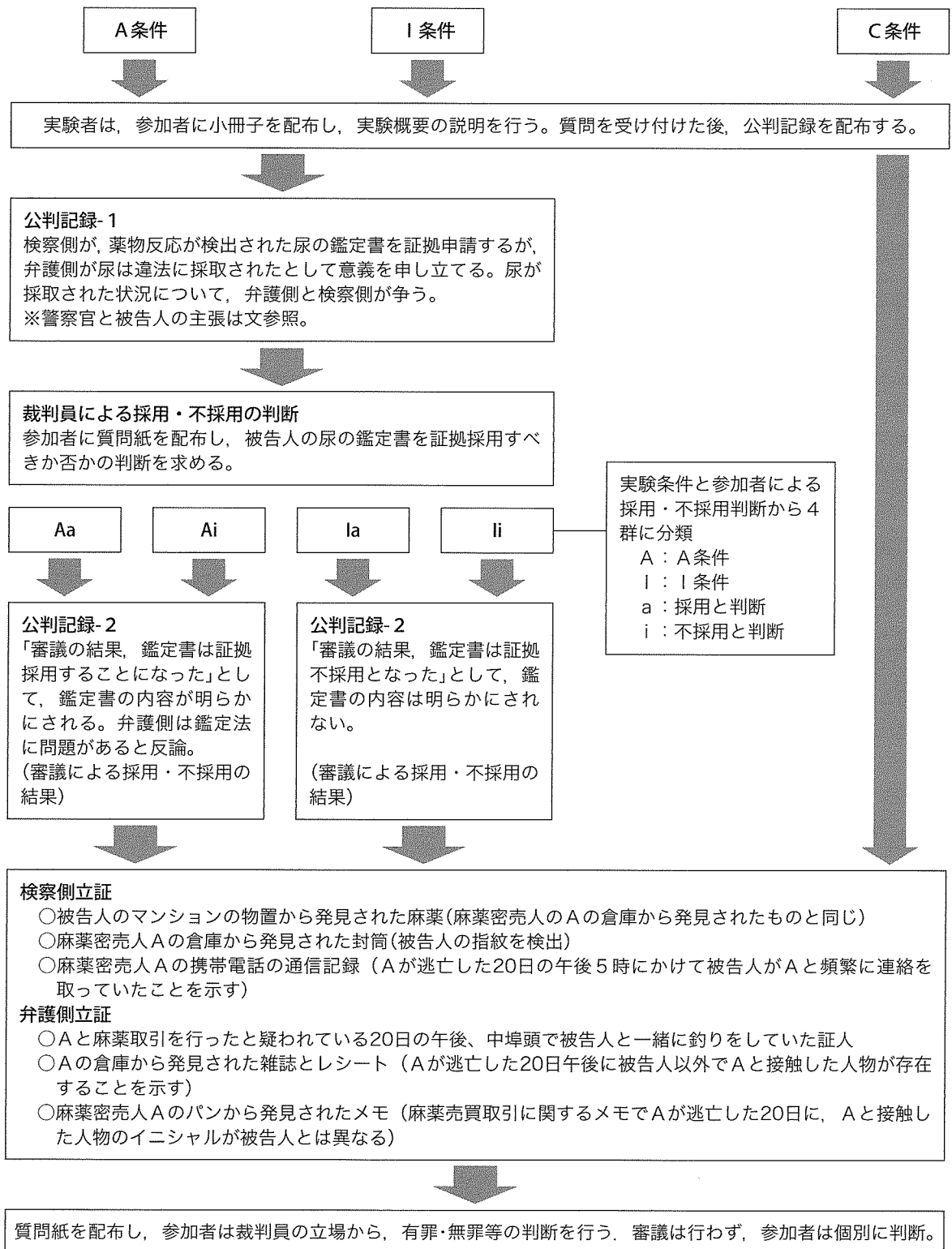


表1：質問項目

質問項目	内容	
有罪・無罪判断 確信の強さ(20段階)	被告人に対する有罪・無罪判断 (1=強い確信をもって無罪~20=強い確信をもって有罪)	
蓋然性と有罪基準		
蓋然性判断(%)	被告人が罪を犯した可能性の推定値	0~100%
有罪基準(%)	被告人が罪を犯した可能性がその値を超えた場合に有罪と判断する基準値	0~100%
予測有罪基準(%)	一般的な裁判員の有罪基準	0~100%
鑑定書の採用・不採用に関する記憶		
審議による鑑定書の採用・不採用の記憶	鑑定書が証拠採用されたか否かの判断 判断の確信の強さ	(はい いいえ) (1=全く確信がない~10=非常に確信がある)
審議による採用・不採用の結果が有罪・無罪判断に及ぼす影響	鑑定書が証拠採用されたか否かの情報が有罪・無罪判断に影響したか 判断の確信の強さ	(はい いいえ) (1=全く確信がない~10=非常に確信がある)
証拠の強さと証拠の記憶(ストーリーモデルの測度)		
証拠の強さ(0~10)	各証拠が、被告人の有罪あるいは無罪のどの程度強い証拠となるかの判断	(0=非常に強く無罪を証拠づける~10=非常に強く有罪を証拠づける)
証拠の記憶確信	公判の中で述べられていたか否かの判断とその確信の強さ	(0=強い確信をもって「述べられていない」~10=強い確信をもって「述べられた」)
検主R	検察側立証の主尋問で実際に述べられた内容	
検反R	検察側立証の反対尋問で実際に述べられた内容	
弁主R	弁護側立証の主尋問で実際に述べられた内容	
弁反R	弁反(有)：弁護側立証の反対尋問で実際に述べられた内容	
検主F	検察側立証の主尋問に沿ってはいるが実際には述べられなかった内容	
検反F	検察側立証の反対尋問に沿ってはいるが実際には述べられなかった内容	
弁主F	弁護側立証の主尋問に沿ってはいるが実際には述べられなかった内容	
弁反R	弁護側立証の反対尋問に沿ってはいるが実際には述べられなかった内容	

※検：検察側立証，弁：弁護側立証，主：主尋問，反：反対尋問，F：公判で実際に述べられた内容，R：公判で実際に述べられていない内容。



### (3) 手続き

条件別に2名～8名の少人数グループで実験を行った(図1参照)。

#### (a) 全体の流れ

まず参加者に冊子の実験概要、証拠の採用・不採用判断を下す際の注意、事件概要を読むように教示した。このとき証拠の採用・不採用の基準としては手続きの適法性(捜査の手続は適当か? 証拠の押収に違法性はないか?), 排除判断(将来における違法な捜査抑制の見地から証拠排除することが相当か?)を考慮すること, 証拠にもとづいて判断を行なうこと, 合理的疑いを超えたときにのみ有罪とできること等についての説明を行った。参加者が読み終えたことを確認した後, 実験者は参加者に, 裁判員として実際の裁判に参加することを想定し, 公判記録を読んで有罪・無罪判断を下してもらうこと; 公判記録は一度ページをめくったら前には戻れないこと, しかし冒頭の注意事項は何度でも読み返すことができること; メモを取ってもよいこと, また判断する際にその内容を読み返してもよいこと; 有罪・無罪判断が決まったら挙手して実験者に知らせること; 判断を行ったら全ての資料及びメモを提出し, 質問紙に回答すること, を教示した。

#### (b) 裁判員自身による採用・不採用判断

A, I条件の参加者には, 公判記録2を読んだ後, 尿の鑑定書を証拠として認めるべきか否かの判断を求めた。判断を終えた参加者は挙手して実験者に知らせ, 実験者は判断と確信度を尋ねる質問紙を配布した。回答を終えた参加者は再度挙手して実験者に知らせ, 実験者は質問紙を回収するとともに公判記録3を配布した。ここでの判断をもとに, a群とi群を分けた。

#### (c) 有罪・無罪判断

公判記録を全て読み終え, 被告人に対する有罪・無罪判断を決めた参加者は, 挙手して実験者に知らせる。実験者は全ての資料, 公判記録, メモを回収し, 質問紙を配布した。回答を終えた参加者は, 実験室を退出した。回答時間に制限は設けなかったが, 約1時間30分で実験は終了した。(ix)

## 3 結果と考察

以下, 目的で掲げた課題に従い, (1)収集方法の違法性が問われる証拠への接触(最終的に審議により採用とされたもの, 不採用とされたもの:A, I)が, 有罪・無罪判断に及ぼす影響, および(2)審議による採用・不採用判断(A, I)と裁判員自身による採用・不採用判断(a, i)が, 有罪・無罪判断に及ぼす影響について検討する。(1), (2)の分析では, 併せて有罪判断を支える蓋然性判断や有罪基準, 証拠の強さや証拠の記憶についても検討する。最後にすべての条件を込みにして, (3)有罪判断を行った者と無罪判断を行った者が, 各質問にどのように回答しているかを調べ, 蓋然性モデルとストーリーモデルの検討も行う。

統計的分析結果は, 付録に記載する。

#### (1) 分析I: 収集方法の違法性が問われる証拠への接触が, 有罪・無罪判断に及ぼす影響

以下, 鑑定書への接触の影響を, A条件, I条件をC条件と比較することで検討する。有罪・無罪判断率, 蓋然性, 有罪基準, 証拠の強さ, 証拠の記憶についての結果を表2(左)に示す。

有罪判断率: 表2に見られる通り, 有罪判断率は, 審議により証拠が採用されたとするA条件の方が鑑定書のないC条件よりも高い(68%, 44%)。しかし審議により鑑定書が採用されなかったI条件とC条件では, 有罪判断率に差がない(42%, 44%)。このことから, 「合成麻薬が被告

表2：実験結果の分析

		A	I	C	全体	A	I	a	i	Aa	Ai	Ia	Ii	全体	有	無	有強	有弱	無弱	無強	全体		
有罪判断率(%)		68.6—42.0 44.1 53.2 <sup>*1</sup>				68.6—42.0 70.0—35.6 85.0 46.7 55.0 24.1 55.4 <sup>*6</sup>				100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0								
基準 蓋然性 と有罪	蓋然性判断(%)	76.3—62.5 57.1 67.2 <sup>*2</sup>				76.3—62.5 73.6—64.5 68.2 82.4 60.5 64.1 69.7 <sup>*7</sup>				84.0—47.8 <sup>*14</sup>		89.3 78.4 51.7 44.7 67.2 <sup>*20</sup>											
	有罪基準(%)	81.0	80.6	77.8	80.2	81.0	80.6	76.0	84.0	77.0	80.2	74.9—88.0 <sup>*8</sup>		79.4	77.2—83.7 <sup>*15</sup>		78.8	75.5	79.9	86.7	80.2 <sup>*21</sup>		
	予測有罪基準(%)	78.4	78.4	78.0	79.0	78.4	78.4	76.3—83.5		77.0	80.2	75.6	87.1	80.3 <sup>*9</sup>	77.2	81.1	78.9	75.5	78.9	82.9	79.0		
採用 に関する記憶	審議による鑑定書の採用・不採用の記憶		6.5	5.6	6.0	6.5	5.6	6.8	5.0	8.3—4.1		5.4	5.9	6.0 <sup>*10</sup>	5.5	6.6	5.6	5.4	6.4	6.8	6.0		
	審議による採用・不採用の結果が有罪・無罪判断に及ぼす影響	有罪	4.1—0.5		4.1	4.1	0.5	3.1	1.7	4.3	3.6	1.3	-2.2	4.1 <sup>*11</sup>	2.7	2.9		2.5	-0.5		-3.0	2.7 <sup>*22</sup>	
		無罪	-3.7	-0.9	-0.9	-3.7	-0.9	2.4	-4.6	0.0	-5.1	3.2	-4.2	-0.9	-1.9 <sup>*16</sup>								
全体	1.7	-0.3	0.7	1.7	-0.3	2.9—-2.3		3.7	-1.0	2.2	-3.7	0.7	2.7	-1.9	2.9	2.5	-0.5	-3.0	0.7				
証拠の強さと証拠の記憶(ストーリーモデルの測度)	証 拠 の 強 さ (0~10)	証拠全体		5.9—5.3 5.3 5.6 <sup>*4</sup>				5.9—5.3 5.8—5.3 6.2 5.6 5.5 5.0 5.6 <sup>*12</sup>				6.4—4.6 <sup>*17</sup>		6.6 6.2—4.7 4.0 5.6 <sup>*23</sup>									
		検察側証拠		7.1	6.3	6.3	6.7	7.1	6.3	7.2—6.1		7.6	6.5	6.7	5.7	6.7	7.8—5.4		8.2—7.4—5.5 5.3 6.7				
		弁護側証拠		4.7	4.3	4.2	4.4	4.7	4.3	4.5	4.5	4.7	4.6	4.2	4.4	4.5	5.0—3.8		5.0 5.1—3.9 3.6 4.4				
	証 拠 の 記 憶 確 信	公 判 で 実 際 に 述 べ ら れ た 内 容	検主R	7.6	7.8	8.0	7.7	7.6	7.8	7.9	7.4	7.8	7.4	8.0	7.4	7.7	8.1—7.3 <sup>*18</sup>		8.4 7.9 7.1 7.5 7.7 <sup>*24</sup>				
			検反R	7.7	7.4	8.0	7.6	7.7	7.4	7.4	7.7	7.7	7.8	7.1	7.7	7.5	7.4	7.9	7.6 7.2 7.3 8.4 7.6				
			弁主R	7.2	7.8	7.5	7.5	7.2	7.8	7.6	7.4	7.3	7.0	7.8	7.7	7.5	7.4	7.6	7.5 7.3 7.5 7.7 7.5				
			弁反R	7.7	7.8	7.8	7.8	7.7	7.8	7.7	7.8	8.0	7.2	7.5	8.3	7.7	7.8	7.7	8.1 7.5 7.1 8.2 7.8				
		公 判 で 実 際 に は 述 べ ら れ な か つ た 内 容	検主F	3.6	3.7	3.5	3.6 <sup>*5</sup>	3.6	3.7	3.7	3.5	3.5	3.7	3.9	3.4	3.6 <sup>*13</sup>	3.7	3.5 <sup>*19</sup>	3.8 3.7 3.4 3.5 3.6 <sup>*25</sup>				
			検反F	3.7	3.7	3.6	3.7	3.7	3.7	3.6	3.9	3.6	4.0	3.6	3.8	3.7	3.6	3.8	3.6 3.5 4.0 3.6 3.7				
			弁主F	3.3	3.6	3.3	3.4	3.3	3.6	3.3	3.7	3.2	3.5	3.4	3.9	3.5	3.3	3.5	3.2 3.5 3.3 3.7 3.4				
弁反F			2.1	2.4	2.0	2.2	2.1	2.4	2.2	2.3	2.0	2.1	2.5	2.3	2.2	2.1	2.2	2.1 2.2 2.2 2.2 2.2					

※検：検察側立証，弁：弁護側立証，主：主尋問，反：反対尋問，F：公判で実際に述べられた内容，R：公判で実際に述べられていない内容。

※ ————：有意差(p<.05)有

- \*1 「A条件」が「I条件」, 「C条件」よりも高かった。
- \*2 「A条件」が「I条件」, 「C条件」よりも高かった。
- \*3 「有罪」については, 「A条件」が「I条件」よりも高かった。「A条件」については, 「有罪」が「無罪」よりも高かった。「A条件」, 「I条件」全体で「有罪」が「無罪」よりも高かった。
- \*4 「証拠全体」については, 「A条件」が「C条件」, 「I条件」よりも高かった。また「検察側証拠」が, 「弁護側証拠」よりも高かった。
- \*5 「弁反F」が「検主F」, 「検反F」, 「弁主F」よりも低かった。
- \*6 「A条件」が「I条件」よりも高かった。「a」が「i」よりも高かった。
- \*7 「A条件」が「I条件」よりも高かった。「a」が「i」よりも高かった。
- \*8 「i」が「a」よりも高かった。「i」では, 「I条件」が「A条件」よりも高かった。「I条件」では, 「i」が「a」よりも高かった。
- \*9 「i」が「a」よりも高かった。
- \*10 「A条件」では, 「a」が「i」よりも高かった。「a」では「A」が「I」よりも高かった。
- \*11 「有罪」では, 「A」が「I」よりも高かった。「A条件」では, 「有罪」が「無罪」よりも高かった。
- \*12 「a」が「i」よりも高く, 「A条件」が「I条件」よりも高かった。「検察側証拠」が「弁護側証拠」よりも高かった。「検察側証拠」については, 「a」が「i」よりも高かった。「a」, 「i」ともに, 「検察側証拠」が「弁護側証拠」よりも高かった。
- \*13 「弁反F」が, 「検主F」, 「検反F」, 「弁主F」よりも低かった。
- \*14 「有」が「無」よりも高かった。
- \*15 「無」が「有」よりも高かった。
- \*16 「有」が「無」よりも高かった。
- \*17 「有」が「無」よりも高く, 「検察側証拠」が「弁護側証拠」よりも高かった。「検察側証拠」, 「弁護側証拠」において, 「有」が「無」よりも高かった。「有」, 「無」ともに, 「検察側証拠」が「弁護側証拠」よりも高かった。
- \*18 「検主R」では, 「有」が「無」よりも高かった。「有」では, 「検主R」が「検反R」, 「弁主R」よりも高く, 「弁反R」が「弁主R」, 「検反R」よりも高かった。
- \*19 「弁反F」が「検主F」, 「検反F」, 「弁主F」よりも低かった。
- \*20 「有強」が「無弱」, 「無強」よりも高かった。「有弱」が「無強」, 「無弱」よりも高かった。
- \*21 「無強」が「有弱」よりも高かった。
- \*22 「有罪」が「無罪」よりも高く, 「無強」が「有強」, 「有弱」よりも低かった。
- \*23 「証拠全体」に対しては, 「有強」が「無強」, 「無弱」よりも高く, 「有弱」が「無強」, 「無弱」よりも高かった。「全体」に対しては, 「検察側証拠」が「弁護側証拠」よりも高かった。「検察側証拠」に対しては, 「有強」が「無強」, 「無弱」, 「有弱」よりも高く, 「有弱」が「無強」, 「無弱」よりも高かった。「弁護側証拠」に対しては, 「有強」が「無強」, 「無弱」よりも高く, 「有弱」が「無強」, 「無弱」よりも高かった。「有強」, 「有弱」, 「無強」, 「無強」はいずれも, 「検察側証拠」が「弁護側証拠」よりも高かった。
- \*24 「検主R」では「有強」が「無弱」よりも高く, 「検反R」では「無強」が「有弱」よりも高かった。「無強」では「検反R」が「検主R」, 「弁主R」よりも高く, 「弁反R」が「検主R」よりも高かった。「有強」では, 「検主R」が「弁主R」, 「検反R」よりも高く, 「弁反R」が「弁主R」よりも高かった。
- \*25 「全体」に対しては, 「弁反F」が「検主F」, 「検反F」, 「弁主F」よりも高かった。

人の尿から採集された」という本来ならば有罪を支持する証拠であっても、不採用であれば、参加者は無視できることが示唆される[a]。

蓋然性と有罪基準：蓋然性についてもA条件がI, C条件よりも高いという結果が得られた。しかし、有罪基準（参加者自身の基準、および参加者が考える一般的な基準）には条件間の差はなかった。有罪基準は、どのような証拠が示されるかによっては容易には変化しないのであろう。参加者は安定した基準をもっていると考えられる[b]。

証拠の強さと証拠の記憶：証拠の強さ（有罪性を示す度合い）については、全体として、A条件がI, C条件よりも「強い」とする判断が多かった[c]。証拠の記憶については、実際に提示された情報に関しては条件間の差はなかったが、実際には提示されなかった情報については、弁護側証拠への検察側の反論（弁反F）の記憶確信度が低かった（「述べられなかった」と判断する確信が高かった）。つまり、実際には提示されなかった検察側の反論は、正しく「述べられなかった」と判断されていることになる。ストーリーモデルによる安易な推論は行われていないと考えられる[d]。

## (2) 分析II：裁判官による採用・不採用判断と裁判員個人による採用・不採用判断の影響

ここではA条件, I条件の参加者を対象に、証拠が最終的に採用されたか否か(AかIか)と、参加者自身が証拠を採用したか否か(aかiか)の影響を検討する。結果を表2(中)に示す。

有罪判断率：有罪判断率はA条件の方がI条件よりも高い(68%, 42%)。また、裁判員自身が採用と判断したa群の方が、不採用と判断したi群よりも有罪判断率が高かった(70%, 35%)。数値としてはAaでは有罪判断率が高く(85%), Iiでは有罪判断率が低い(24%)。しかし交互作用は有意で

はなかった。審議による採用・不採用判断のみならず、参加者自信による採用・不採用判断も、有罪・無罪判断に影響を及ぼしているといえるだろう。なお、Ia, Ii条件の有罪判断率がC条件よりも高い、あるいは低いということとはなかった[e]。

蓋然性と有罪基準：蓋然性もA条件がI条件よりも高く(76%, 62%)、またa群がi群よりも高かった(73%, 64%)。有罪基準についてはA条件とI条件に差はないが、a群とi群には差が見られた。参加者自身の基準も一般的な基準も、i群の方がa群よりも高い（参加者自身の基準a群76%, i群84%; 一般の基準a群76%, i群83%）。有罪基準は、審議による判断よりも個人の判断と関わっており、基準の低い者は「採用」と判断しやすいといえる。

なお、Iiの有罪基準は88%と特に高かった。基準は安定していると考察したが、参加者による無罪方向への不採用判断が審議によっても支持されるときには、基準も無罪方向へと推移する可能性があることが示唆される[f]。

証拠の強さと証拠の記憶：証拠の強さは、証拠全体としては、A条件がI条件よりも高く、a群がi群よりも高かった。検察側の証拠と弁護側の証拠を見ると、全体として検察側の証拠の方が強いとされ、また、その傾向はi群よりもa群で強かった(a群7.2, i群6.1)[g]。証拠の強さの評定にはこのような条件差や群差が見られたが、証拠の記憶については、分析Iで見たのと同様、実際には提示されなかった弁護側証拠への反論（弁反F）の記憶確信度が低いという結果以外、差は見られなかった[h]。

## (3) 分析III：有罪・無罪判断を行った者の傾向

ここではすべての条件を込みにして、有罪判断を行った者と無罪判断を行った者との比較を行う。また、蓋然性モデルとストーリーモデルにつ

いても検討する。まず有罪判断を行った者（「有」とする：92人）と無罪判断を行った者（「無」とする：81人）との比較を行なう。さらに、より詳細な分析を行うために、有罪・無罪判断の確信度をメジアン（中央値）分割し、参加者を「有罪で確信の強い者」「有罪で確信の低い者」「無罪で確信の低い者」「無罪で確信の強い者」の4群に分けて分析を行う。以下、各群を有強、有弱、無弱、無強と略す。各群の人数はそれぞれ48、44、37、44人であった。分析結果を表2（右）、各群の内訳を表3に示す。

蓋然性と有罪基準：蓋然性は有の方が無よりも高く、また、有強、有弱、無弱、無強の間にも差が見られた。有罪基準については、参加者自身による有罪基準に差が見られた。無(83%)の方が有(77%)よりも基準が高く、その傾向は特に無強で強い(86%)<sup>①</sup>。

証拠の強さと証拠の記憶：有罪性を示す証拠の強さも、全体、検察側、弁護側のすべてにおいて有が無よりも高かった。この傾向は確信度とも関わっており、有強、有弱、無弱、無強の順に、証拠の強さの評定値は低くなった（無強でもっとも低い）。また当然のことながら、有においても、無においても、検察側の証拠は弁護側の証拠よりも有罪性が強いと評定された<sup>①</sup>。

実際に提示された証拠の記憶については、検察側の主張(検主R)において、有が無よりも記憶確信度が高かった(8.1 v 7.3)。この傾向は特に有強において強い(8.4)。また、有強では、検察側の主張の記憶確信度(検察側の証拠の主張：検主R、弁護側主張への反論：弁反R)が、弁護側の主張の記憶確信度(検察側主張への反論：検反R、弁護側の証拠の主張：弁主R)よりも高かった(8.4, 8.1 v 7.6, 7.5)。一方無強では、検察側主張への反論(検反R)の方が検察側の証拠の主張(検主R)よりも記憶確信度が高い(7.5 v 8.4)。ただし無強

表3：各群の内訳(人)

	有強	有弱	無弱	無強	計
C	5	10	9	10	34
Aa	22	12	5	1	40
Ai	6	8	8	8	30
la	12	10	9	9	40
li	3	4	6	16	29
計	48	44	37	44	173

では、弁護側主張への反論(弁反R)の記憶確信度も高く(8.2)、どちらの反論についても記憶確信度が高くなっている。こういった結果は分析I、分析IIでは見られなかった。証拠の記憶確信度は採用・不採用の判断よりも、有罪・無罪の判断とより強く結びついていると考えられる<sup>②</sup>。

なお、実際に提示されなかった情報については、先の分析でも見た通り、弁護側証拠への検察側の反論(弁反F)が低いのみであり、ストーリーモデルは支持されなかった。

鑑定書に対する(審議による)採用・不採用について：ここで、A、I条件にのみ行った鑑定書の記憶(審議による採用・不採用の結果を記憶しているか)、鑑定書の影響(審議による採用・不採用は有罪・無罪判断に影響を及ぼしたか)についての質問に対する回答について検討する。鑑定書の記憶はA条件においてa群の方がi群よりも高く(a群8.3, i群4.1)、a群においてA条件の方がI条件よりも高かった(A条件8.3, I条件5.4)。一般に、自己の態度や意見と一致する記憶の成績はよいとされる(Read & Rosson, 1982)。ここでも同様の効果が生じたのかもしれない<sup>①</sup>。

鑑定書が採用・不採用とされたことによる影響の質問では、A条件で有罪判断を行なった者において特に「大きい」と答える傾向があった(4.1)。

A条件で有罪判断を行った者は、I条件で有罪判断を行なった者よりも、評定値が高く(A条件4.1, I条件0.5), A条件で有罪判断を行なった者は、A条件で無罪判断を行なった者よりも評定値が高かった(A条件の有4.1, A条件の無-3.7)。分析Iで見たように、審議による採用・不採用は、直接的には有罪判断率には影響を及ぼさない。しかし「影響があった」という意識は生じているのかもしれない。これはKassin and Sukel(1997)において、影響を受けているという意識がないにも関わらず、有罪判断が増したという結果とは逆の結果であるともいえる。意識していれば影響を受けにくいということがあるのかどうか、検討を要する課題である。

#### 4 討論

以上、分析Iでは収集方法の違法性が問われる証拠への接触が有罪・無罪判断に及ぼす影響について、分析IIでは評議による採用・不採用判断と裁判員自身による採用・不採用判断が、有罪・無罪判断に及ぼす影響について検討した。また分析IIIではすべての条件を込みにして、有罪判断を行った者と無罪判断を行った者が、各質問にどのように回答しているかを調べ、蓋然性モデルとストーリーモデルについても検討した。以下、これらをまとめて考察する。

##### (1) 有罪・無罪判断

分析Iにより、審議によって証拠が採用された場合には有罪判断率は高まるが、不採用とされた場合には有罪判断率は影響を受けないことが示された。また分析IIにより、参加者自身による採用・不採用判断も有罪・無罪判断に影響を及ぼすことが示された。違法性が疑われる証拠を提示するだけでは有罪判断へのバイアスがかかるわけではなく、その証拠に対してどのような評価が行わ

れるかが重要であると言えるだろう。審議により「採用する」と判断された場合、その証拠が有罪に寄与するのは当然だと思われる。しかし、審議による採用・不採用に関わらず、参加者自身が「採用する」と判断した場合にも、有罪判断が高まる点は注目に値する。このことは、裁判員が全体に流されることなく、個人としての意思決定を行っていることを示唆すると同時に、審議による判断とは異なる偏った判断をし得ることも示唆している。

##### (2) 蓋然性、有罪基準

蓋然性については、審議による採用・不採用、参加者自身による採用・不採用の影響があることが示された。参加者自身の有罪基準については、審議による採用・不採用の影響はなく、参加者自身による採用・不採用判断の影響が見られた。参加者自身の有罪基準が低い者は、証拠を「採用」する度合いが高い。

また、参加者自身の有罪基準は有罪・無罪判断とも関連があった。有罪基準の低い者は「有罪」と判断しやすく、その傾向は確信度にも反映される。これに対し一般的な有罪基準は、参加者自身の「採用・不採用」とは関連があるが、有罪・無罪判断とは関連がなかった。参加者自身の基準と一般的な基準とは、区別されると考えてよいだろう。蓋然性モデルによれば、参加者は参加者自身の有罪基準に照らして証拠の採用・不採用を判断し、その証拠およびその他の証拠をもとに被告人が罪を犯した蓋然性を判断する(審議により証拠が採用された場合は、そのことも考慮される)。そして参加者自身の基準に照らして「有罪・無罪」を判断し、確信度を評定したと考えることができる。

##### (3) 証拠の有罪性の強さ、証拠の記憶

全体的な証拠の強さは、証拠が審議により採用

された場合、参加者自身が採用と判断した場合、そして有罪判断を行った者において、より有罪性が強いと評定された。また、当然のことながら、検察側証拠の方が弁護側の証拠より有罪性が強いと判断された。証拠の強さは有罪・無罪の確信度(有強, 有弱, 無弱, 無強)とも関連があった。

実際に提示された証拠の記憶確信度は、審議による採用・不採用判断、参加者自身による採用・不採用判断とはほとんど関係なかった。しかし、有罪無罪とは関連があり、有罪とした者は無罪とした者よりも検察側の主張に対する記憶確信度が高かった。また、有強の者は、検察側の主張や弁護側への反論の記憶確信度が高かった。有罪証拠への記憶確信度が高かったために有罪判断を行ったのか、有罪判断を行ったからその判断に沿った情報の記憶確信度が高くなったのかは、現段階では不明である。しかし、実際に提示されなかった情報は正しく「見なかった」という方向で判断されており(実際には提示されなかった検察側の反論は、特に確信を持って「見なかった」と判断された)、有罪とした者と無罪とした者とで(実際に提示されなかった情報に対する)記憶確信度に差はないことから、前者の可能性(記憶確信度が高いために有罪判断を行なった)が強いと思われる。もしも参加者が有罪のストーリーを作り上げていたならば、実際には提示されてはいないがストーリーに沿った主張に対し、「見た」という方向での判断がなされるか「見なかった」とする確信度が低くなることが予想されるからである。このような結果に鑑みれば、証拠の強さや実際に提示された証拠の記憶は有罪・無罪判断に影響するが、有罪ストーリー、無罪ストーリーは必ずしも作られてはいないように思われる。

Charman et al (2001)は証拠構造の複雑さが有罪・無罪判断に影響を及ぼすとしている。証拠が比較的単純であれば、陪審員は個々の証拠を分析

的に処理することができる(このような処理を組織的処理という)。しかし証拠構造が複雑になると、全体をまとめて大雑把な判断をしたり、ステレオタイプの判断になりがちだという(このような処理をヒューリスティック処理という)。本研究で用いた公判記録では証拠が比較的単純であった。そのため参加者は、個別の証拠を分析的に処理できたのかもしれない。証拠がより複雑であれば、ストーリーモデルに基づく判断が行なわれる可能性もあるだろう。

#### (4) 望ましい公判前整理手続と今後の課題

以上の結果は、少なくとも証拠構造が単純である場合、裁判員が違法性の疑いのある証拠に接触したとしても、必ずしもバイアスが生じるわけではないことを示唆している。また裁判員は、審議による採用・不採用の判断にのみ左右されるのではなく、裁判員自身の基準にもとづいて、個人としての採用・不採用の判断を行っていることも確認された。違法性が疑われる証拠は裁判員には触れさせないのがよいとの判断から、すべての証拠整理を公判前整理手続きにもっていく必要はないと考えられる。しかし証拠の数が多く、違法性の判断も微妙であれば、証拠全体を適切に把握することが難しくなり、裁判員は安易にストーリーを作り上げたり、ヒューリスティックに頼ったりするかもしれない。また、今回は「審議によって最終的な採用・不採用が判断された」としたが、裁判官が強い意見を発した場合には、裁判員個人の判断は弱められてしまうかもしれない。こういった問題についても、今後検討していく必要がある。

#### [付録 統計的分析結果]

いずれも有意水準としては5%を適用し、分散分析の下位検定ではテューキーのHSD検定を採用した。なお「群」は、有罪・無罪判断とその判断の確信の強さから参加者を分類した「有強」、「有弱」、「無弱」、

「無強」の4群を指す。実験条件(A vs I vs C), 採用・不採用判断(a vs i), 群は被験者間要因, 証拠(検察側 vs 弁護側), 項目(検主 vs 検反 vs 弁主 vs 弁反)は被験者内要因である。

**㊦有罪判断率**

実験条件(A vs I vs C)間の有罪判断率の比較は, カイ自乗検定を行った。検定の結果有意差がみられた $[x^2(2)=11.23, p<.01]$ 。下位検定(ライアン法)では「A条件」が「C条件」, 「I条件」よりも有意に高かった(それぞれ $p<.05, p<.01$ )。

**㊧蓋然性, 有罪基準, 予測有罪基準**

記入漏れのあったデータおよび平均値から4標準偏差以上外れた5データを除いて分析を行った。それぞれについて(実験条件(A vs I vs C))を要因とする1要因の分散分析を行った。

蓋然性: 実験条件の主効果がみられた $[F(2, 165) = 9.11, p<.005]$ 。下位検定を行った結果, 「A条件」は, 「C条件」, 「I条件」よりも有意に高かった(それぞれ $p<.01, p<.05$ )。

有罪基準: 有意な効果はみられなかった( $p>.1$ )。

予測有罪基準: 有意な効果はみられなかった( $p>.1$ )。

**㊨証拠の強さ**

鑑定書以外に採用された各証拠について証拠の強さを求めたが, 検察側証拠, 弁護側証拠の平均値を算出して分析した。また記入漏れのあった1データを除き, (実験条件(A vs I vs C)) $\times$ (証拠(検察側 vs 弁護側))の2要因の分散分析を行った。その結果, 実験条件の主効果が有意で $[F(2, 169)=26.08, p<.005]$ , 下位検定の結果, 「A条件」は「I条件」, 「C条件」よりも有意に高かった( $p<.001$ )。また証拠の主効果も有意で $[F(1, 169)=232.15, p<.005]$ , 「検察側証拠」が「弁護側証拠」よりも高かった。しかし交互作用はみられなかった( $p>.1$ )。

**㊩証拠の記憶**

各証拠について8文, 計48文を提示し, 公判で実際に述べられた内容か否かの判断及びその確信の強さを求めたが, 「検主R」, 「検反R」, 「弁主R」, 「弁反R」, 「検主F」, 「検反F」, 「弁主F」, 「弁反F」項目それぞれについて平均値を算出した。R(実際に述べられた内容)は数値が高いほど, F(実際には述べられなかった内容)は数値が低いほど正確に公判で述

べられた内容について正確に記憶していることを示す。R, Fそれぞれについて(有罪・無罪判断) $\times$ (項目(検主 vs 検反 vs 弁主 vs 弁反))の2要因の分散分析を行った。

R: 交互作用が有意だった $[F(3, 513)=5.67, p<.01]$ がそれ以外に有意な効果はみられなかった( $p>.1$ )。交互作用の単純主効果の検定では, 「検主R」における有罪・無罪判断の効果が有意で $[F(1, 684) = 7.89, p<.025]$ , 「検主R」では「有」が「無」よりも高かった。また「有」における項目の効果が有意で $[F(3, 513) = 4.50, p<.025]$ , 下位検定を行った結果, 「検主R」が「検反R」, 「弁主R」よりも有意に高かった( $p<.01$ )。

F: 項目の主効果が有意だった $[F(3, 513) = 16.67, p<.005]$ がそれ以外に有意な効果はみられなかった( $p>.1$ )。下位検定を行った結果, 「弁反F」が他のどの項目よりも有意に低かった( $p<.01$ )。

**㊪有罪判断率**

①逆正弦変換法による(実験条件(A vs I)) $\times$ (採用・不採用判断(a vs i))の2要因の分散分析を行った。結果は, 実験条件の主効果, 採用・不採用判断の主効果が有意で $[それぞれx^2(1) = 11.26, p<.05, x^2(1) = 18.73, いずれもp<.01]$ , 有罪判断率は「A条件」が「I条件」よりも高く, 「a群」は「i群」よりも高かった。しかし交互作用は有意ではなかった( $p>.1$ )。

②5条件(Aa vs Ai vs Ia vs Ii vs C)間の有罪判断率の比較は, カイ自乗検定を行った。検定の結果, 有意差がみられた $[x^2(4)=27.78, p<.01]$ 。下位検定(ライアン法)では「Aa条件」が他のすべての条件よりも有意に高く, 「Ia条件」が「Ii条件」よりも有意に高かった(いずれも $p<.01$ )。しかし, 「C条件」と「Ii条件」, 「C条件」と「Ia条件」との間に有意差はなかった( $p>.1$ )。

**㊫蓋然性判断, 有罪基準, 予測有罪基準**

記入漏れのあったデータおよび平均値から4標準偏差以上外れた4データを除き, それぞれについて, (実験条件(A vs I)) $\times$ (採用・不採用判断(a vs i))の2要因の分散分析を行った。

蓋然性判断: 条件の主効果 $[F(1, 131)=11.24, p<.005]$ , 採用・不採用判断の主効果が有意で $[F(1, 131)=5.24, p<.025]$ , 「A条件」が「I条件」よりも, 「a群」が「i群」よりも高かった。しかし交互作用はみられなかった( $p>.1$ )。



有罪基準：採用・不採用判断の主効果が有意で $[F(1, 131)=10.94, p<.005]$ 、「a群」が「i群」よりも低かった。しかし条件の主効果、交互作用はみられなかった(いずれも $p>.1$ )。

予測有罪基準：採用・不採用判断の主効果が有意で $[F(1, 131)=9.04, p<.005]$ 、「a群」が「i群」よりも低かった。しかし条件の主効果、交互作用はみられなかった(いずれも $p>.1$ )。

#### ㊸証拠の強さ

㊸と同様に、検察側証拠、弁護側証拠に対する証拠の強さの平均値を算出し、(実験条件(A vs I)) × (採用・不採用判断(a vs i)) × (証拠(検察側 vs 弁護側))の3要因の分散分析を行った。採用・不採用判断の主効果 $[F(1, 136)=5.63, p<.025]$ 、実験条件の主効果 $[F(1, 136)=8.58, p<.005]$ 、証拠の主効果 $[F(1, 136)=215.08, p<.005]$ が有意だった。「a群」が「i群」よりも、「A条件」が「I条件」よりも、また「検察側証拠」が「弁護側証拠」よりも高かった。(採用・不採用判断) × (証拠)の交互作用も有意だった $[F(1, 136)=13.47, p<.005]$ 。単純主効果の検定では、「検察側証拠」における採用・不採用判断 $[F(1, 136)=25.41, p<.005]$ 、「採用判断」における証拠の効果、「不採用判断」における証拠の効果が有意で[それぞれ $F(1, 136)=168.10, F(1, 136)=60.45$ 、いずれも $p<.005]$ 、「検察側証拠」では「a」が「i」よりも、「a」と「i」はともに「検察側証拠」が「弁護側証拠」よりも高かった。しかしそれ以外の交互作用は有意ではなかった( $p>.1$ )。

#### ㊹証拠の記憶

㊹と同様に、「検主R」、「検反R」、「弁主R」、「弁反R」、「検主F」、「検反F」、「弁主F」、「弁反F」項目の平均値を算出した。R、Fそれぞれについて、(実験条件(A vs I)) × (採用・不採用判断(a vs i)) × (項目)の3要因の分散分析を行った。

R：有意な効果はみられなかった( $p>.1$ )。

F：項目の主効果が有意だった $[F(3, 425)=50.52, p<.005]$ が、それ以外に有意な効果はみられなかった( $p>.1$ )。項目の主効果の下位検定の結果、「弁反F」が他のどの項目よりも有意に低かった( $p<.01$ )。

#### ㊺蓋然性、有罪基準、予測有罪基準

記入漏れのあったデータおよび平均値から4標準

偏差以上外れた5データを除き、それぞれについて、(有罪・無罪判断)を要因とする1要因の分散分析、(群)を要因とする1要因の分散分析を行った。

①(有罪・無罪判断)を要因とする1要因の分散分析  
蓋然性判断：有罪・無罪判断の主効果が有意で $[F(1, 167)=176.85, p<.005]$ 、「有」が「無」よりも高かった。有罪基準：有罪・無罪判断の主効果が有意で $[F(1, 167)=8.15, p<.005]$ 、「有」が「無」よりも高かった。予測有罪基準：有意な効果はみられなかった( $p>.1$ )。

②(群)を要因とする1要因の分散分析  
蓋然性判断：有意な効果がみられた $[F(3, 167)=66.89, p<.005]$ 。下位検定の結果、「有強」が「無弱」、「無強」よりも、「有弱」が「無弱」、「無強」よりも有意に高かった( $p<.01$ )。

有罪基準：有意な効果がみられた $[F(3, 167)=4.57, p<.005]$ 。下位検定の結果、「有弱」が「無強」よりも有意に高かった( $p<.01$ )。

予測有罪基準：有意な効果はみられなかった( $p>.1$ )。

#### ㊻証拠の強さ

記入漏れのあったデータおよび平均値から4標準偏差以上外れた1データを除き、(有罪・無罪判断) × (証拠(検察側 vs 弁護側))の2要因の分散分析、(群) × (証拠(検察側 vs 弁護側))の2要因の分散分析を行った。

①(有罪・無罪判断) × (証拠(検察側 vs 弁護側))の2要因の分散分析

有罪・無罪判断の主効果、証拠の主効果、交互作用のいずれも有意だった[それぞれ $F(1, 170)=190.84, F(1, 170)=281.46, F(1, 170)=17.82$ 、いずれも $p<.005]$ 。交互作用の単純主効果の検定では、「検察側証拠」および「弁護側証拠」における有罪・無罪判断の効果、「有」および「無」における証拠の効果は有意だった[それぞれ $F(1, 340)=164.97, F(1, 340)=48.38, F(1, 170)=78.82, F(1, 170)=220.46$ 、いずれも $p<.005]$ 。「検察側証拠」、「弁護側証拠」とともに「有」が「無」よりも高く、「有」と「無」ともに「検察側証拠」が「弁護側証拠」よりも高かった。

②(群) × (証拠(検察側 vs 弁護側))の2要因の分散分析

群の主効果、証拠の主効果、交互作用のすべて有意だった[それぞれ $F(3, 168)=65.33, F(1, 168)=$

283.21,  $F(3, 168) = 7.61$ , いずれも  $p < .005$ 。群の主効果, 証拠の主効果の下位検定では, 「有強」が「無弱」, 「無強」よりも高く, 「有弱」が「無弱」, 「無弱」よりも有意に高かった (いずれも  $p < .01$ )。交互作用の単純主効果の検定では, 「検察側証拠」, 「弁護側証拠」における群の効果が有意で [ $F(3, 336) = 57.96$ ,  $F(3, 336) = 16.46$ , いずれも  $p < .005$ ]。下位検定の結果, 「検察側証拠」では「有強」が「無強」, 「無弱」よりも, 「有弱」よりも有意に高かった (それぞれ  $p < .01$ ,  $p < .05$ )。また「有弱」が「無強」, 「無弱」よりも有意に高かった ( $p < .01$ )。「弁護側証拠」では, 「有強」が「無強」, 「無弱」よりも, 「有弱」が「無強」, 「無弱」よりも有意に高かった (いずれも  $p < .01$ )。また「有強」, 「有弱」, 「無弱」, 「無強」ともに「検察側証拠」が「弁護側証拠」よりも有意に高かった [それぞれ  $F(1, 168) = 50.75$ ,  $F(1, 168) = 39.14$ ,  $F(1, 168) = 78.92$ ,  $F(1, 168) = 147.24$ , いずれも  $p < .005$ ]。

**㊦ 証拠の記憶**

㊦と同様の方法で, 「検主R」, 「検反R」, 「弁主R」, 「弁反R」, 「検主F」, 「検反F」, 「弁主F」, 「弁反F」項目の平均値を算出した。R, Fそれぞれについて, (有罪・無罪判断) × (項目)の2要因の分散分析, (群) × (項目)の2要因の分散分析を行った。

① (有罪・無罪判断) × (項目)の2要因の分散分析

R : (有罪・無罪判断) × (項目)の交互作用が有意だった [ $F(3, 513) = 5.67$ ,  $p < .001$ ] がそれ以外に有意な効果はみられなかった ( $p > .1$ )。交互作用の単純主効果の検定では, 「検主R」における有罪・無罪判断の効果が有意で [ $F(1, 684) = 7.89$ ,  $p < .025$ ]。 「検主R」では「有」が「無」よりも有意に高かった。また「有」における項目の効果が有意で [ $F(3, 513) = 4.50$ ,  $p < .025$ ]。下位検定の結果, 「検主R」が「弁主R」, 「検反R」よりも有意に高かった ( $p < .01$ )。

F : 項目の主効果が有意だった [ $F(3, 513) = 16.67$ ,  $p < .001$ ] がそれ以外に有意な効果はみられなかった ( $p > .1$ )。下位検定の結果, 「検反R」が他のどの項目よりも有意に低かった ( $p < .01$ )。

② (群) × (項目)の2要因の分散分析

R : (群) × (項目)の交互作用が有意だった [ $F(3, 507) = 2.45$ ,  $p < .001$ ] がそれ以外に有意な効果はみられなかった ( $p > .1$ )。単純主効果の検定では, 「検主R」,

「検反R」, 「弁反R」における群の効果 [それぞれ  $F(3, 676) = 3.39$ ,  $F(3, 676) = 3.49$ ,  $F(3, 676) = 2.98$ , いずれも  $p < .025$ ]。 「無強R」と「有強R」における項目の効果が有意だった [それぞれ  $F(3, 507) = 2.91$ ,  $F(3, 507) = 3.07$ , いずれも  $p < .05$ ]。下位検定の結果, 「検主R」は, 「有強」が「無弱」よりも有意に高く ( $p < .01$ )。 「検反R」は, 「無強」が「有弱」よりも有意に高かった ( $p < .01$ )。しかし「弁主R」は項目間に有意差がみられなかった ( $p > .1$ )。「無強」では, 「検反R」が「検主R」, 「検主R」よりも有意に高かった ( $p < .05$ )。また「有強」では「検主R」が「弁主R」, 「弁主R」よりも有意に高く, 「弁反R」が「弁主R」, 「検反R」よりも有意に高かった (いずれも  $p < .05$ )。

F : 項目の主効果が有意だった ( $F(3, 507) = 64.62$ ,  $p < .005$ ) がそれ以外に有意な効果はみられなかった ( $p > .1$ )。下位検定を行った結果, 「検反F」が「検主F」, 「検反F」, 「弁主F」よりも有意に低かった ( $p < .01$ )。

**㊧ 審議による鑑定書の採用・不採用の記憶**

「被告人の尿の鑑定書は証拠採用されたか否か」の判断および判断の確信度は,  $-9.5 \sim 9.5$ の数値に変換し ( $-9.5 =$ 強い確信をもって誤回答,  $9.5 =$ 強い確信をもって正答), 審議による鑑定書の採用・不採用の記憶とした (数値が高いほど記憶が正確であることを意味する)。(実験条件(A vs I)) × (採用・不採用判断(a vs i))の2要因の分散分析, (有罪・無罪判断)を要因とする1要因の分散分析, (群(有強 vs 有弱 vs 無弱 vs 無強))を要因とする1要因の分散分析を行った。

① (実験条件(A vs I)) × (採用・不採用判断(a vs i))の2要因の分散分析

交互作用が有意だった [ $F(1, 135) = 5.80$ ,  $p < .025$ ] が, それ以外に有意な効果はみられなかった ( $p > .1$ )。単純主効果の検定では, 「A条件」における採用・不採用判断の効果 [ $F(1, 135) = 9.25$ ,  $p < .005$ ]。 「採用判断」における条件の効果 [ $F(1, 135) = 4.39$ ,  $p < .05$ ] が有意で, 「A条件」では「a」が「i」よりも, 「a」では「A条件」が「I条件」よりも高かった。

② (有罪・無罪判断)を要因とする1要因の分散分析

有意な効果はみられなかった ( $p > .1$ )。

③ (群)を要因とする1要因の分散分析

有意な効果はみられなかった ( $p > .1$ )。

## ㊦審議による採用・不採用の結果が有罪・無罪判断に及ぼす影響

「鑑定書が証拠採用されたか否かの情報が有罪・無罪判断に影響したか」の判断および判断の確信度は、-9.5～9.5の数値に変換し（-9.5＝強い確信をもって影響しなかった。9.5＝強い確信をもって影響した）、審議による採用・不採用の結果が有罪・無罪判断に及ぼす影響とした。

（実験条件（A vs I））×（有罪・無罪判断）の2要因の分散分析、（実験条件（A vs I））×（採用・不採用判断（a vs i））×（有罪・無罪判断）の3要因の分散分析、（有罪・無罪判断）を要因とする1要因の分散分析、群（有強 vs 有弱 vs 無弱 vs 無強）を要因とする要因の分散分析を行った。

### ①（実験条件（A vs I））×（有罪・無罪判断）の2要因の分散分析

有罪・無罪判断の主効果が有意で [ $F(1, 135) = 14.28, p < .001$ ]、「有罪」が「無罪」よりも高かった。また交互作用が有意で [ $F(1, 135) = 7.12, p < .01$ ]、単純主効果の検定では「A条件」における有罪・無罪判断の効果 [ $F(1, 135) = 20.79, p < .001$ ]、「有罪」における条件の効果 [ $F(1, 135) = 4.54, p < .05$ ]が有意だった。「A条件」では「有罪」が「無罪」よりも、「有罪」では「A条件」が「I条件」よりも高かった。しかし、実験条件の主効果は有意ではなかった ( $p > .1$ )。

### ②（実験条件（A vs I））×（採用・不採用判断（a vs i））×（有罪・無罪判断）の3要因の分散分析

有罪・無罪判断の効果 [ $F(1, 131) = 6.58, p < .025$ ]、採用・不採用判断の主効果 [ $F(1, 131) = 10.67, p < .005$ ]が有意で、「有罪」が「無罪」よりも、「a」が「i」よりも高かった。また実験条件と有罪・無罪判断の交互作用が有意で [ $F(1, 131) = 6.36, p < .025$ ]、単純主効果の検定では「有罪」における実験条件の効果 [ $F(1, 131) = 5.97, p < .025$ ]、「A条件」における有罪・無罪判断の効果 [ $F(1, 131) = 12.93, p < .005$ ]が有意だった。それ以外に有意な効果はみられなかった ( $p > .1$ )。

### ③（有罪・無罪判断）を要因とする1要因の分散分析

有罪・無罪判断の主効果が有意で [ $F(1, 137) = 15.09, p < .001$ ]、「有」が「無」よりも高かった。

### ④（群）を要因とする1要因の分散分析

有意な効果がみられ [ $F(3, 135) = 5.76, p < .001$ ]、下位検定の結果、「無強」が、「有強」、「有弱」よりも有意に低かった ( $p < .01$ )。

## [引用文献]

- ・ Arizona v. Fulminante, 59 U.S.L.W. 4235 (1991).
- ・ Charman, E. Z., Honess, T. M. and Levi, M. (2001). Juror competence and processing style in making sense of complex trial information. R. Roesch, R. R. Corrado and R. Dempster (Eds.). Psychology in the courts.: International advances in Knowledge. London: Routledge. pp. 83-96.
- ・ Kassin, S. M., & Sukel, H. (1997). Coerced Confessions and the Jury: An Experimental Test of the "Harmless Error" Rule, Law and Human Behavior, 21, 27-46.
- ・ Pennington, N., & Hastie, R. (1988). Explanation-based decision making: The effects of memory structure on judgment, Journal of Experimental Psychology: Learning, Memory, and Cognition, 14, 521-533.
- ・ Pennington, N., & Hastie, R. (1993). The story model for juror decision making. In R. Hastie, (Ed.). Inside the juror: The psychology of juror decision making (pp. 193-221). Cambridge university press.
- ・ Read, S., & Rosson, M. B. (1982). Rewriting history: The biasing effects of attitudes on memory. Social Cognition, 1(3), 240-255.
- ・ 山崎優子・伊東裕司「不採用証拠の存在が採用証拠の評価・判決に及ぼす影響について——社会人と学生が仮想的に裁判員になった場合の比較・検討」法と心理 4巻1号(日本評論社、2005年)47～59頁。

## [オンライン文献]

- ・ 竹之内明「刑事訴訟法の改正——公判前整理手続と証拠開示」[http://www.toben.or.jp/abouttoben/libra/pdf/2004\\_10/2004\\_10\\_04.pdf](http://www.toben.or.jp/abouttoben/libra/pdf/2004_10/2004_10_04.pdf)(2005年5月8日)

謝辞：本研究について、貴重なご助言をくださった南山大学法学部助教授岡田悦典先生に、厚くお礼申し上げます。また実験者募集にあたり、ご協力く

ださった慶応義塾大学文学部教授三井宏隆先生，大村彰道先生，同大学社会学研究科博士課程篠田潤子さんに心より感謝いたします。実験室使用にあたっては，慶応義塾大学文学部教授増田直衛先生が長時間お付き合いくださいました。深くお礼申し上げます。本研究を実施できたのは，実験にご参加くださった皆様のお陰です。最終稿の点検にあたっては，龍谷大学矯正・保護研究センターの桑山亜也さんにお世話いただきました。本当にありがとうございました。

(やまざき・ゆきこ/いとう・ゆうじ/なか・まきこ)

英文要旨

Summary: **Do tribunal decisions and/or lay judges' personal decisions on admissibility of evidence affect their conviction rates?**

Key words: lay judge, inadmissible evidence, conviction rate, pretrial decision on admissibility of evidence, mixed tribunal.

Yuko YAMAZAKI (Hokkaido University, Doctoral Course)

Yuji ITOH (Professor of Psychology, Keio University)

Makiko NAKA (Professor of Psychology, Hokkaido University)

A partial amendment of the Criminal Procedure Act was delivered in 2004. The law entitles a judge to decide admissibility/inadmissibility of evidence in a pretrial procedure. Because the procedure is closed to lay judges in the future mixed tribunals, some argue that transparency of the procedure might be jeopardized. However, others argue that the procedure is in the interest of justice because lay judges might be easily biased if they were exposed to prosecuting but possibly inadmissible evidence in the court. In this study, we investigated whether or not lay judges' conviction rate was affected by (1) their being exposed to such evidence, (2) their personal decisions on admissibility/inadmissibility of the evidence, and (3) the tribunal decisions on admissibility/inadmissibility of the evidence. Results showed that exposing lay judges to possibly inadmissible evidence did not necessarily raise the conviction rate. Furthermore, when the evidence was decided inadmissible by the tribunal decision, lay judges could ignore the evidence. Desirable procedures were discussed.